

規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「条例」を「埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下「条例」という。）」に改め、同条第四号中「第五条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第四条とする。

第六条第二項中「第二条第二号」を「第一条第二号」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、同項第五号中「第九条」を「第八条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十条とする。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

公文書開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
〒
氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求をする公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕	
埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 〔該当する番号を一つ○で囲み、（ ）内に所要事項を記載してください。〕	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事務所等の名称 所在地〕 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 4 県内に所在する学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 5 1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 〔理由〕

注 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に△印を付してください。〕	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望）
開示の実施の希望日	年 月 日

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第2号（第10条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
担当課所	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

第13条第3号中「第11条関係」や「第10条関係」に付、同条の趣意中「平成17年埼玉県規則第3号」を指す。

第13条第4号中「第11条関係」や「第10条関係」に付、同条の趣意中「平成17年埼玉県規則第3号」を指す。

第13条第5号中の第13条第7号中の取扱中「第11条関係」や「第10条関係」に付。

第13条第6号中「第11条関係」や「第10条関係」に付、「開示決定等に係る意見書」や「公文書開示決定等に係る意見書」に付、同条の趣意中「あて先」や「宛先」に付。

第13条第7号中「第11条関係」や「第10条関係」に付「第24条」や「第25条」に付。

第13条第8号中「第11条関係」や「第10条関係」に付「あて先」や「宛先」に付。

第13条第9号中「第11条関係」や「第10条関係」に付「第7条第1項」や「第6条第1項」に付。

第13条第10号中「第11条関係」や「第10条関係」に付「あて先」や「宛先」に付。

第13条第11号中「第11条関係」や「第10条関係」に付「あて先」や「宛先」に付。

第13条第12号中「第11条関係」や「第10条関係」に付。

第13条第13号中「第11条関係」や「第10条関係」に付「開示決定等に対する異議申立て」や「第22条」や「第24条第

1項」に付「同条例第23条」や「同条例第3項」に付

「
異議申立ての内容
」

「
審査請求の内容
」

「
異議申立て日
」

「
審査請求日
」

に付。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。